

5 グローバル・ミニマム課税への対応

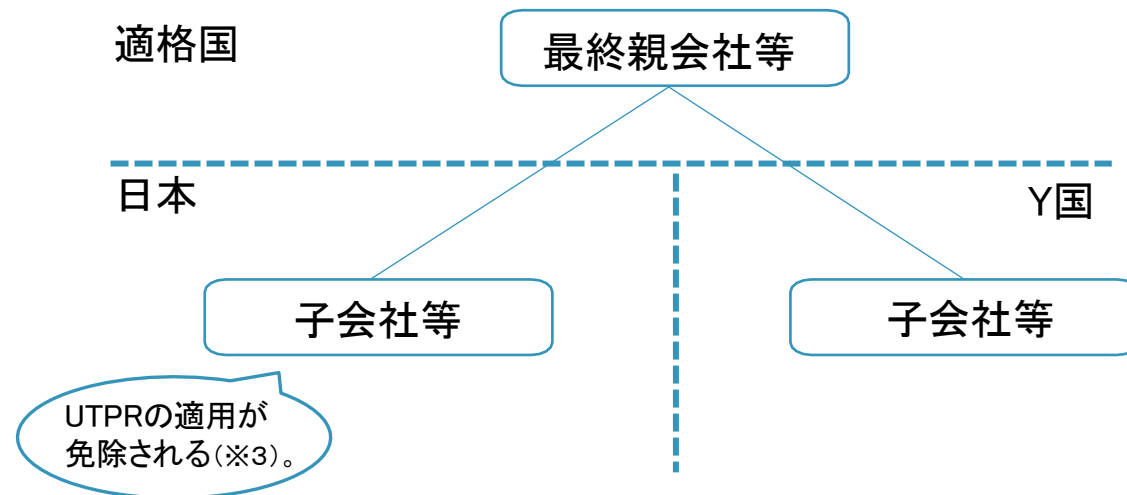
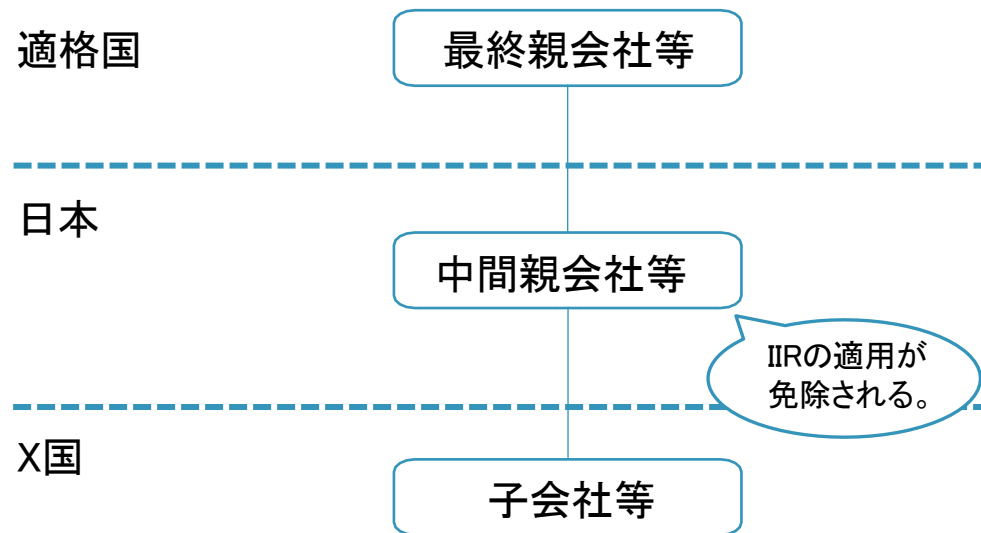
(1) 適用免除基準(SbSセーフ・ハーバー)の創設

グローバル・ミニマム課税と、独自のミニマム課税制度を有する米国を含む一定の要件を満たす国の制度との共存等について、令和7年6月以降「BEPS包摂的枠組み」において交渉が行われ、令和8年1月5日に合意が成立したことから、当該合意に則り、次のとおり見直しが行われました。

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(IIR)について、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が次に掲げる要件その他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域(適格国)(※1)を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係るグループ国際最低課税額及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額を0とする適用免除基準(SbSセーフ・ハーバー)が設けられました(法82の3⑦⑭)。

- 1 その国又は地域の租税に関する法令(※2)(以下「法令」といいます。)において、20%以上の税率により租税を課することとされていること。
- 2 法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又はその会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して15%以上の税率により租税を課することとされていること。
- 3 法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等(以下「子会社等」といいます。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合等において、その子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であって、原則としてその子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

[SbSセーフ・ハーバーのイメージ図]



※1 令和8年4月1日現在、米国が指定されています。

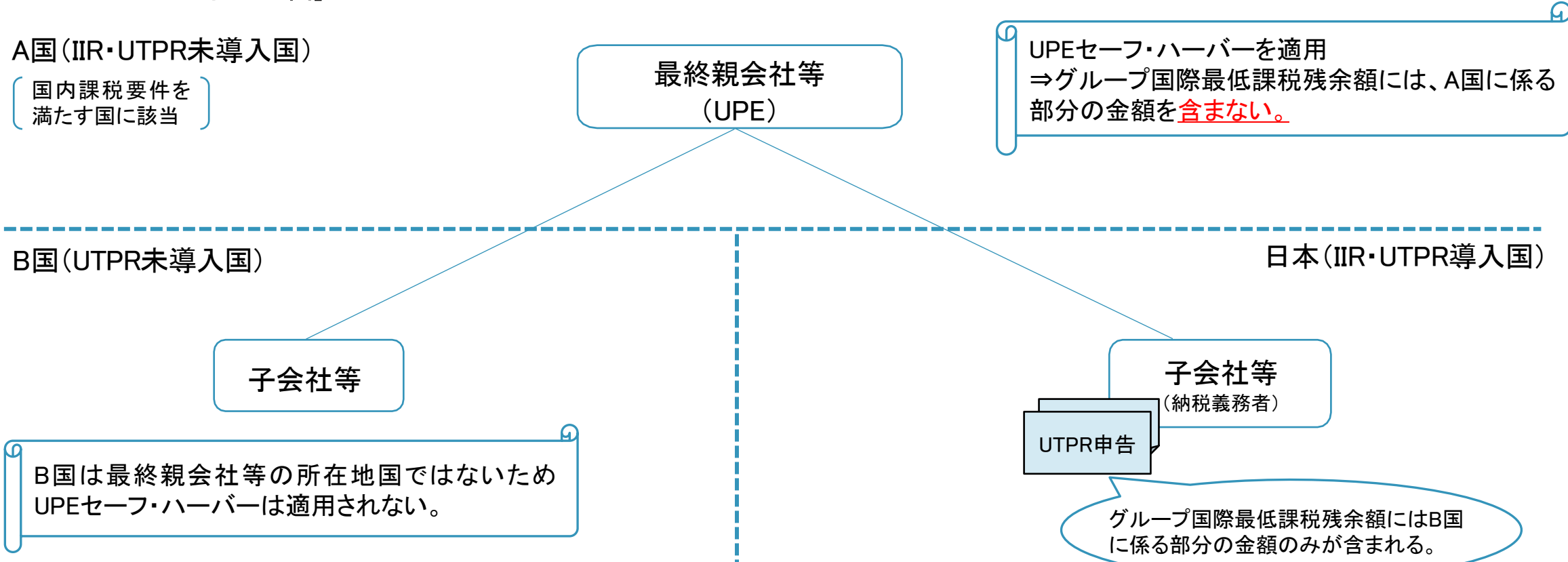
※2 令和11年1月1日前に制定されたものに限りです。

※3 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税(UTPR)の計算の基礎となるグループ国際最低課税額(トップアップ税額)が0となるため、UTPR税額が生じないこととなります。

(2) 適用免除基準(UPEセーフ・ハーバー)の創設

各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(UTPR)について、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が、その国又は地域の租税に関する法令(令和8年1月1日において施行されていたものに限り)において20%以上の税率により租税を課することとされていることその他の要件(国内課税要件)を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域(※1)を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余额(※2)には、その最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとする適用免除基準(UPEセーフ・ハーバー)が設けられました(法82の11④)。

[UPEセーフ・ハーバーのイメージ図]



※1 令和8年4月1日現在、指定されている国又は地域はありません。

※2 グループ国際最低課税額(トップアップ税額)からIIRによる課税額等を控除した残額をいいます(法82の11②)。

【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度分の法人税について適用されます(改正法附則14)。